

第4回 伊万里市農業委員会会議

1. 日 時 令和6年4月3日(水)
開会 15時00分
閉会 16時00分
2. 場 所 伊万里市役所 大会議室
3. 出 席 14名
4. 欠 席 0名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	西山 哲	○	8	松永 久美子	○
2	山口 光壽	○	9	渕上 幸雄	○
3	岩橋 重幸	○	10	黒川 博隆	○
4	古藤 大助	○	11	副島 敏和	○
5	中島 一男	○	12	前田 勉	○
6	岩永 純一	○	13	田中 平市	○
7	木須 治紀	○	14	梶原 賢治	○

議事録署名者 5番 中島 一男

12番 前田 勉

5. 事務局職員

職名	氏 名	職名	氏 名
事務局長	松尾 省吾	農地係長	末吉 亜紀
書 記	池田 靖		

6. その他出席者

なし

7. 付議事項

議案第 1 5 号	農地法第 5 条の申請について
議案第 1 6 号	農地法第 4 条の申請について
議案第 1 7 号	農地法第 3 条の申請について
議案第 1 8 号	農用地利用集積計画 [農業経営基盤強化促進事業]について

8. 報告事項

報告第 1 0 号	農地法第 1 8 条第 6 項通知の受理について
報告第 1 1 号	農地等の形質変更工事計画変更届出について
報告第 1 2 号	非農地証明願について

9. 連絡事項

なし

議長	みなさん、こんにちは。 (挨拶) それでは、ただいまより第4回農業委員会会議を開会します。 本日の欠席者はいません。 次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。 今回は5番 中島 一男委員、12番 前田 勉委員です。 事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。 本日の議案数は、4つです。 <table><tr><td>議案第15号</td><td>農地法第5条の申請について</td><td>4件</td></tr><tr><td>議案第16号</td><td>農地法第4条の申請について</td><td>5件</td></tr><tr><td>議案第17号</td><td>農地法第3条の申請について</td><td>16件</td></tr><tr><td>議案第18号</td><td>農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について</td><td></td></tr><tr><td></td><td>利用権設定 通年</td><td>8件</td></tr><tr><td></td><td>農地中間管理事業</td><td>3件</td></tr></table> また、報告事項は、3つです。 <table><tr><td>報告第10号</td><td>農地法第18条第6項通知の受理について</td><td>4件</td></tr><tr><td>報告第11号</td><td>農地等の形質変更工事計画変更届出について</td><td>2件</td></tr><tr><td>報告第12号</td><td>非農地証明願について</td><td>1件</td></tr></table> となっております。 それでは、議事に入ります。 議案第15号 農地法第5条の申請について、事務局から説明をお願いします。	議案第15号	農地法第5条の申請について	4件	議案第16号	農地法第4条の申請について	5件	議案第17号	農地法第3条の申請について	16件	議案第18号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について			利用権設定 通年	8件		農地中間管理事業	3件	報告第10号	農地法第18条第6項通知の受理について	4件	報告第11号	農地等の形質変更工事計画変更届出について	2件	報告第12号	非農地証明願について	1件
議案第15号	農地法第5条の申請について	4件																										
議案第16号	農地法第4条の申請について	5件																										
議案第17号	農地法第3条の申請について	16件																										
議案第18号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について																											
	利用権設定 通年	8件																										
	農地中間管理事業	3件																										
報告第10号	農地法第18条第6項通知の受理について	4件																										
報告第11号	農地等の形質変更工事計画変更届出について	2件																										
報告第12号	非農地証明願について	1件																										
事務局	議案第15号 12番についてご説明します。 議案は1ページになります。 図面は1ページから5ページです。 申請地は〇〇〇地区です。 譲受人が一般住宅を建設するための申請です。 農地区分は第2種農地。 許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。 続きまして、議案は1ページ、13番になります。 図面は6ページから10ページです。 申請地は〇〇〇地区です。																											

事務局	譲受人が駐車場として使用するための申請です。 農地区分は第3種農地。 許可基準としましては、許可し得るに該当します。 続きまして、議案は2ページ、14番になります。 図面は11ページから13ページです。 申請地は〇〇〇地区です。 譲受人が駐車場として使用するための申請です。 農地区分は第2種農地。 許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。 続きまして、議案は2ページ、15番になります。 図面は14ページから17ページです。 申請地は〇〇〇地区です。 譲受人が資材置場及び駐車場として使用するための申請です。 なお、許可を受けずに〇〇頃から工事車両等用の駐車場として利用していたとして譲渡人より始末書が添付されています。 農地区分は第2種農地。 許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。 議案第15号 については以上4件です。
議長	それでは12番について担当委員から説明をお願いします。
○番委員	住宅の新築の計画があるということで代理人がお見えになりました。申請地の地区は宅地化が進んでおり、現地の確認と代理人の説明を受けたところです。生活排水については下水に接続、雨水については道路側溝への排水ということになっています。周りについては横に畑がありますが、少し傾斜がありますので何の問題もないと考えています。区長さん、生産組合長さんの承諾もありました。私も確認して押印しています。ご審議をお願いします。
議長	12番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特に無いようですので、続きまして、13番について担当委員から説明をお願いします。
○番委員	代理人が来られました。現状は雑種地みたいな所です。隣接地も嵩上げ予定で他の農地も問題ないと思います。区長さん、生産組合長さんの承諾もありました。ご審議をお願いします。

議長	13番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特に無いようですので、続きまして、14番について担当委員から説明をお願いします。
○番委員	この申請地は、以前田んぼを作っておられましたが現在作り手がいないということで相談があっていた所でした。生産組合長さんと誰か作る人がいないか話をしていましたが、狭小地であり場所も悪いということで作り手もなく困っていらっしゃった所です。今度買われる方が焼き物やさんで店舗があるのですが、お客様が来られた際に駐車場が無いということで、今回この土地をお願いされた訳です。東側は県道で、西側は川、南側は本人の休耕田になっており排水も問題ないです。区長さん、生産組合長さんの承諾もあり、私も承諾しています。ご審議よろしくお願いします。
議長	14番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特に無いようですので、続きまして、15番について担当委員から説明をお願いします。
○番委員	申請者と一緒に現地に行ってきました。現地に行きますと隣はアパートが建っており、すでに埋めてありました。始末書添付と書いてあるように、駐車場と資材置場にすることでの申請です。区長さん、生産組合長さんの押印もありました。私も問題ないと思いますので押印しています。以上です。
議長	15番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特に無いようですので、農地法第5条の申請4件については承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。 続きまして、議案第16号 農地法第4条の申請について事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第16号 7番についてご説明します。 議案は3ページになります。 図面は18ページから20ページです。 申請地は〇〇〇地区です。 申請人が庭として使用するための申請です。 なお、もともと転用許可不要の2a未満の農業用施設（苗床置場）として利用

事務局	されており、今回用途を庭に変更されますので、始末書の添付はありません。 農地区分は第2種農地。 許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。 続きまして、議案は3ページ、8番になります。 図面は21ページから23ページです。 申請地は〇〇〇地区です。 申請人が植林をするための申請です。 なお、令和5年3月委員会から継続した是正案件のため始末書の添付はありません。令和5年3月委員会時は別の農地について今回と同じく是正での植林の申請がありました。当時から今回の申請地の一部に既に植林されていることを把握しておりましたが、申請地全体を植林する予定であり、かつ、苗木が不足していたことから令和5年3月委員会での今回申請地の申請は見送りになっておりました。そして今年は苗木が準備できたため今回の申請になったという流れになります。 農地区分は第2種農地。 許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。 続きまして、議案は4ページ、9番になります。 図面は24ページから26ページです。 申請地は〇〇〇地区です。 申請人が貸駐車場として使用するための申請です。 なお、許可を受けずに〇〇頃から区民用や地区のまつり等用の駐車場として使用していたとして始末書が添付されています。 農地区分は第3種農地。 許可基準としましては、許可し得るに該当します。 続きまして、議案は4ページ、10番になります。 図面は27ページから28ページです。 申請地は〇〇〇地区です。 申請人が植林をするための申請です。 農地区分は第2種農地。 許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。 続きまして、議案は4ページ、11番になります。 図面は29ページから30ページです。
-----	---

事務局	申請地は〇〇〇地区です。 申請人が植林をするための申請です。 なお、許可を受けずに〇〇頃に杉を植林していたとして始末書が添付されています。 農地区分は第２種農地。 許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。 議案第１６号 については以上５件です。
議長	７番について担当委員から説明をお願いします。
○番委員	本人さんが見えて、家の前の庭を今まで苗床として使っていたということでした。現場を見ましたら別に周りに支障ありませんし、排水等も問題ないということでした。私も問題ないと思いましたので押印しました。ご審議よろしくをお願いします。
議長	７番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特に無いようですので、続きまして、８番について担当委員から説明をお願いします。
○番委員	申請者は高齢で、息子さんも勤めていらっしゃるので、田畑も少なくしているということでの申請です。特に問題ないと思います。ご審議をお願いします。
議長	８番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特に無いようですので、続きまして、９番について担当委員から説明をお願いします。
○番委員	本人さんが見えられまして、周りも住宅で影響があるところではなかったですし、生産組合長さんと区長さんの承諾もありました。問題ないと思いますので私も承諾しました。ご審議をお願いします。
議長	９番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特に無いようですので、続きまして、１０番について担当委員から説明をお願いします。
○番委員	本人さんが見えられました。家の近くに畑がいっぱいあって、丘のようになっている所でした。区長さん、生産組合長さんの承諾もあり、私も特に問題ないと思いましたので押印しました。ご審議をお願いします。

議長	10番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特に無いようですので、続きまして、11番について担当委員から説明をお願いします。
○番 委員	農地パトロールの時に見に行ったのですが、水田として見れるところではないと思ったところでした。始末書の添付もあり、区長さん、生産組合長さんの承諾もありました。問題ないところですので、私も承諾しました。ご審議よろしくをお願いします。
議長	11番について御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特に無いようですので、農地法第4条の申請5件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。 続きまして、議案第17号 農地法第3条の申請についてですが、18番については、〇〇委員が利害関係人となる案件となります。そのため農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議終了まで一時退出していただきますので18番を先に審議し、残りの14番から17番及び19番から29番について18番の後審議したいと思います。それでは、〇〇委員、退出をお願いいたします。 (〇〇委員 退出) それでは、議案第17号 18番について事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第17号 18番について御説明いたします。 議案は7ページになります。 申請事由や経営状況を掲げております。 全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしております。 議案第17号 18番については以上です。
議長	18番について議案の7ページを見ていただき、御意見、御質問はございませんか。 <なし>

議長	特に無いようですので、議案第１７号　１８番については許可といたします。 〇〇委員に着席していただき、審議を再開します。 (〇〇委員　着席) 続きまして、議案第１７号　残りの１４番から１７番及び１９番から２９番について事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第１７号　１４番から１７番及び１９番から２９番について御説明いたします。 議案は５ページから１０ページになります。 申請事由や経営状況を掲げております。 全て農地法第３条第２項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしております。 議案第１７号　１４番から１７番及び１９番から２９番については以上１５件です。
議長	議案第１７号　について議案の５ページから１０ページを見ていただき、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特に無いようですので、議案第１７号　１４番から１７番及び１９番から２９番は許可といたします。 続きまして、議案第１８号　農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定の通年８件について説明をお願いします。
事務局	議案第１８号　利用権設定の通年について御説明します。 議案の１１ページから１２ページに明細書を、１３ページから１６ページに農用地利用集積計画書を掲げております。 借受人が７名、貸付人が８名で、面積は田が２４，５７７㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。 議案第１８号　利用権設定の通年については以上です。
議長	議案第１８号　農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定の通年について、御意見、御質問はございませんか。 <なし>

議長	特に無いようですので、議案第１８号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定の通年については申し出のとおりに決定します。 続きまして、議案第１８号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕農地中間管理事業（集積計画一括方式）について事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第１８号 農地中間管理事業について御説明いたします。 議案の１７ページに明細書を、１８ページから２０ページに農用地利用集積計画書を掲げております。 貸付人から公社、公社から借受人への利用権設定となっています。 田が２，４３２㎡、貸付人３名、借受人１名となっております。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。 議案第１８号 農地中間管理事業については以上３件です。
議長	議案第１８号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕農地中間管理事業（集積計画一括方式）３件について、御意見、御質問はございませんか。 ＜なし＞ 特に無いようですので、議案第１８号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕農地中間管理事業（集積計画一括方式）３件については申し出のとおりに決定します。 議案についての審議は以上になります。 続きまして、報告事項に移ります。 報告第１０号 農地法第１８条第６項通知の受理について事務局より報告をお願いします。
事務局	報告第１０号 について御説明します。 議案は２１ページになります。 ４件受理しており、解約の事由、通知の内容については記載のとおりです。 報告第１０号 については以上です。
議長	報告第１０号 農地法第１８条第６項通知の受理について、御意見、御質問はございませんか。

議長	<なし> 特に無いようですので、続きまして、報告第11号 農地等の形質変更工事計画変更届出について事務局より報告をお願いします。
事務局	報告第11号 1番について御説明します。 議案は22ページ、図面は31ページから33ページになります。 申請地は〇〇〇地区です。 令和5年4月委員会で報告した農地等の形質変更工事計画変更届出について再度工事計画の変更届の提出がありました。変更内容としましては、工事期間の変更になります 続きまして、議案は22ページ 2番になります。 図面は34ページから38ページになります。 申請地は〇〇〇地区です。 令和5年5月委員会で報告した農地等の形質変更工事計画変更届出について再度工事計画の変更届の提出がありました。変更内容としましては、工事期間の変更になります 報告第11号 については以上2件です。
議長	1番について担当委員から説明をお願いします。
○番 委員	埋め立てを2～3年前からしていますが、残土が不足するから計画変更をお願いしたいということでした。
議長	1番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特に無いようですので、続きまして、2番について担当委員から説明をお願いします。
○番 委員	以前から嵩上げされている所に、土の搬入が間に合っていないため工事を継続していくということでした。
議長	2番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特に無いようですので、続きまして、報告第12号 非農地証明願について、事務局から報告をお願いします。

事務局	報告第 1 2 号 非農地証明願について御説明します。 議案の 2 3 ページ、1 番になります。 図面は 3 9 ページ、4 1 ページになります。 申請地は、〇〇〇地区です。 〇〇頃、農業用倉庫を建築されたものです。 登記地目は畑、現況地目は宅地となっています。職員で現地確認を行い、倉庫が建っていることを確認し、固定資産評価証明書により、建築されてから 2 0 年以上経過していることも確認できました。 報告第 1 2 号 非農地証明願については以上 1 件です。
議長	報告第 1 2 号 非農地証明願について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特に無いようですので、これで報告事項を終了します。 これで第 4 回農業委員会会議を閉会します。

